

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、教職員は、いじめは「どこでもいつでも起こりうる」という認識をもつとともに、いじめは「絶対に許さない」という共通の姿勢でいじめ防止に向けて取り組む。

そのために、教職員の研修を充実させ、児童理解に努めたり、家庭や地域との情報交換や相談を密に行ったりする。また、教職員と児童、児童と児童とのふれあいを大切にし、安らぎのある学級・学年・学校経営に努める。さらに児童自身の自己肯定感を高めるために、一人一人を生かしたわかる授業、できる授業を心がけ、集団の中で児童が活躍できる特別活動、規範意識を育てる道徳教育にも力を入れる。加えて、児童自身がいじめをより深く理解し、傍観することなく自分のこととして考え、主体的に防止できるよう、さまざまな場面で啓発や学習をしていく。

なお、校内組織「いじめ・不登校対策委員会」を生かし、日頃から相談活動を充実したり、関係機関との連携を図ったりして、いじめの未然防止、問題の早期発見・解決に取り組む。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的に開催する。情報交換を行い、いじめを未然に防いだり、早期発見につなげたりするとともに、教職員研修や相談活動、いじめアンケート等の取組の様子や内容について検討する。

校長、教頭、教務・校務主任、いじめ不登校対策担当、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー(ハートフル相談員)、「ゆずりは」などの心理に関する専門家を加える。

また、重大事態の発生に際しては、市教委に報告する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・児童いじめアンケート、保護者アンケート、学校評価アンケート及び教育相談から本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。また、アンケートや相談活動の実施時期や方法についても検討する。

② 教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めに「いじめ防止基本方針」を周知し、教職員相互の共通理解を図る。
・アンケートや教育相談の結果を集約、分析し、対策の検討を行う。
・校内現職教育を企画、運営し、教職員の研修を深める。

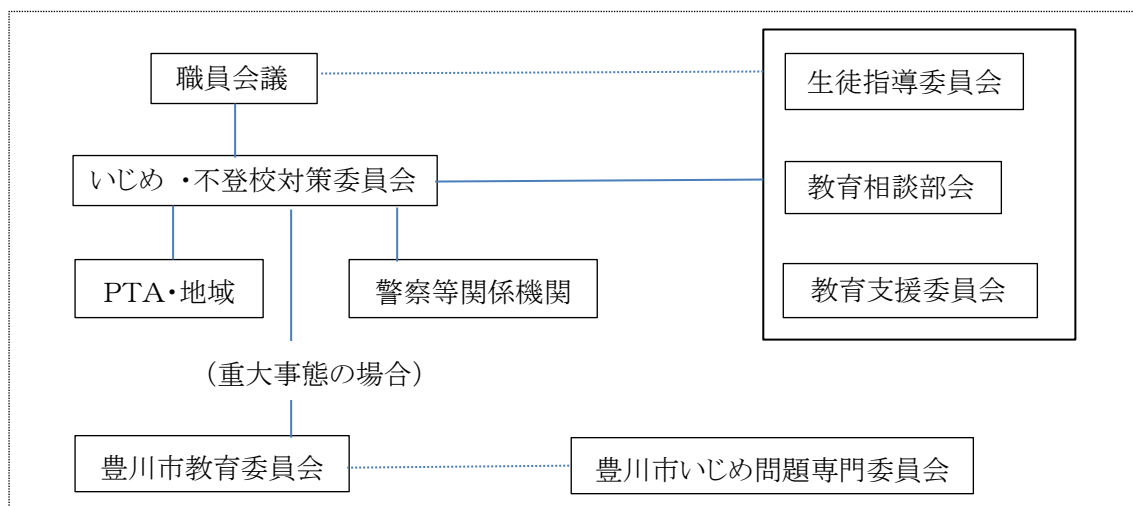
③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取

・学校便りや学年通信、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。特に、学校評価については、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を評価項目に位置付けていく。

④ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合や、その疑いがあるとの情報が入った場合、事実関係の把握に努め、いじめを受けた側に立ち、問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応は、学級担任を含めたメンバー構成を検討し、被害者及び加害者、また、その保護者に適切かつ迅速に対応する。事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ・不登校対策委員会の組織



3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないように、日頃から教職員全体で児童の様子を観察・情報交換し、早期発見に努める。定期的に全児童を対象にいじめアンケート調査、相談活動の時間を設け、児童の悩みを共感的に受容する。

(1) いじめの未然防止

- ① 教職員と児童、児童と児童のふれあいを密にし、共感的な人間関係で結ばれた、安らぎのある学級・学年・学校経営に努める。
- ② 一人一人を生かした授業、わかる授業を心がけ、授業の中で「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育てる。
- ③ 共同の活動や体験を通して、社会性を育てるとともに、学校生活のルールやマナー、学習規律を身につけさせる。また、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図り、児童の「自己肯定感」「思いやりの心」「生命の尊厳」といった心情を育み、高めるなど、「心の教育」を重視する。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットやSNSなどの危険性および正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットによるいじめの加害者及び被害者とならないように努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめアンケート調査を毎学期(年2回)実施する。併せて1・2学期は教育相談を全児童を対象に学級担任が行うとともに、保護者アンケートを実施する。3学期は必要と認める児童を対象に教育相談を実施し、児童の状況把握に努める。また、相談ポストを常設し、児童が担任以外の教職員とも随時相談で

きるようにする。

- ② 教職員と児童・保護者の情報交換を大切にし、信頼関係づくりに努め、いじめ等の問題について相談しやすい環境を整える。また、必要に応じて、児童及び保護者とスクールカウンセラー(ハートフル相談員)が相談できるようにする。
- ③ いじめ相談ダイヤル等の電話や外部の相談機関も相談できる環境を整える。

(3) いじめへの対応

- ① いじめの発見や通報を受けたら、学級担任を含めた「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、速やかに事実を確認、対処する。また、教育委員会へ報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止に努め、児童への指導助言を行うとともに、いじめを受けた児童や保護者への支援を行う。
- ③ 教職員の共通理解を図り、必要に応じて、保護者の協力を得、スクールカウンセラー(ハートフル相談員)、児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、対応する。
- ④ いじめに関係した集団に対し、積極的にはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない集団づくりを行う。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局とも連携して対処する。

(4) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々が児童による子どもへのいじめやその疑いを察知した場合は、速やかに学校や関係機関と連携・相談できるよう、日頃から信頼関係を築いていく。

そうした中で、家庭や地域においていじめについて深く理解をし、自分の子どもや地域の子どものがいじめられたりいじめを行ったりすることのないように、児童の小さな変化を見逃さず、見守り・指導・連絡・相談等の協力を得る。

いじめ防止等に関する見守り・指導・連絡・相談等については、PTAや地域団体、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等と連携し、情報や問題を共有し、学校・家庭・地域と三位一体で対処する。常に地域社会で児童を見守り、健やかな成長を促していく という意識を高める。

(5) 重大事態の対処

児童の生命・心身または財産に重大な被害があったり、いじめにより児童が相当の期間欠席を余儀なくされていたり、多人数によるいじめが相当期間継続していたりする重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をする。学校が調査主体となった場合は、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果をふまえた必要な措置